

第27回教育委員会（定）

開会日時 令和元年 12月 26日（木） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時49分
開会場所 教育委員会室

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐紀子
委 員	青 木 義 男
委 員	松 澤 智 昭
委 員	長 沼 豊

出席事務局職員

事務局次長	藤 田 浩二郎	地域教育力担当部長	松 田 玲 子
教育総務課長	木 曾 博	学 務 課 長	星 野 邦 彦
生涯学習課長	水 野 博 史	地域教育力推進課長	諸 橋 達 昭
指 導 室 長	門 野 吉 保	教育支援センター所長	平 沢 安 正
新しい学校づくり課長	渡 辺 五 樹	学校配置調整担当課長	大 森 恒 二
施設整備担当副参事	千 葉 亨 二	中央図書館長	大 橋 薫

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまから、令和元年第27回の教育委員会（定例会）を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、藤田次長、松田地域教育力担当部長、木曾教育総務課長、星野学務課長、水野生涯学習課長、諸橋地域教育力推進課長、門野指導室長、平沢教育支援センター所長、渡辺新しい学校づくり課長、大森学校配置調整担当課長、千葉施設整備担当副参事、大橋中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、青木委員にお願いいたします。

本日の委員会は、2名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

○議事

日程第一 議案第44号 東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

教 育 長 それでは、議事に入ります。日程第一 議案第44号「東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 議案第44号の資料をご覧ください。

議案第44号。

東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明いたします。

提出日は、12月26日、本日でございます。

提出者は、板橋区教育委員会教育長、中川修一でございます。

改正規則の内容につきましては、教育総務課長からご説明させていただきます。

教育総務課長 資料の3ページ目をご覧ください。

規則の新旧対照表が載せてあります。

最初に、主幹教諭を規定している第6条の3についてです。

改正後の下線部のあるところ、7項として、「学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる」を追加します。

さらに、主任教諭等を規定した第6条の6、こちらにも、3項として、「学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を

置くことができる」を追加します。

理由については、資料の5ページ目をご覧ください。

令和元年11月20日付の東京都教育庁人事部からの通知になります。

「東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則等の制定について」という通知がありました。

この改正内容に従って、区の関係規則を改正したものでございます。

1、改正理由ですが、1行目の後段、「児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる栄養教諭が果たす役割はますます大きくなっている。特に、各都内公立学校の食育リーダーへの支援は、東京都全域における食育推進体制を充実していく上で極めて重要な職務となっている。そこで、栄養教諭の上位職(主任栄養教諭及び主幹教諭(栄養))を設置し、人材育成の強化及び食育推進体制の更なる充実を図るとともに、栄養教諭の職の魅力を高め、より一層の人材活用を推進していく」というものでございます。

4、施行期日ですが、令和2年4月1日からの施行になります。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第一 議案第44号につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第二 議案第45号 東京都板橋区立榛名林間学園の指定管理者の指定について

(生涯学習課)

日程第三 議案第46号 東京都板橋区立郷土芸能伝承館の指定管理者の指定について

(生涯学習課)

教 育 長 日程第二 議案第45号「東京都板橋区立榛名林間学園の指定管理者の指定について」及び日程第三 議案第46号「東京都板橋区立郷土芸能伝承館の指定管理者の指定について」、一括して地域教育力担当部長と生涯学習課長から説明願います。

地域教育力担当部長 議案第45号として、「東京都板橋区立榛名林間学園の指定管理者の指定について」、議案第46号として、「東京都板橋区立郷土芸能伝承館の指定管理者の

指定について」の議案を提出いたします。

令和元年12月26日。

提出者は、板橋区教育委員会教育長、中川修一でございます。

東京都板橋区立榛名林間学園の指定管理者の指定につきましては、東京都板橋区立榛名林間学園条例第15条第3項の規定に基づき、東京都板橋区立郷土芸能伝承館の指定管理者の指定については、東京都板橋区立郷土芸能伝承館条例第16条第3項の規定に基づき、別紙のとおり、指定管理者を指定いたします。

提案理由は、それぞれ地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、令和元年12月16日開催の板橋区議会第4回定例会本会議の議決を経て、教育委員会として指定する必要があるためです。

詳細につきましては、生涯学習課長からご説明申し上げます。

生涯学習課長 初めに、議案第45号「東京都板橋区立榛名林間学園の指定管理者の指定について」、ご説明させていただきます。

資料の説明の前に全体像をお話しさせていただきますと、榛名林間学園の指定管理期間が平成27年度から始まりまして、今年度で5年目、最終年度を迎えましたので、来年度以降の指定管理者の選定作業をこれまで進めてまいりました。

本日は、第一次、第二次審査を経て、指定管理者が選定されましたので、ご説明するものでございます。

それでは、資料の3ページ目をご覧ください。

1、指定する指定管理者は、株式会社フードサービスシワ。

所在地は、長野県南佐久郡小海町大字千代里2392番地1。

なお、この団体は現在の指定管理者でございます。

3、第4回定例会本会議の議決ですが、12月16日の区議会本会議におきまして、榛名林間学園の指定管理者を、株式会社フードサービスシワに指定することが議決されております。

資料の次のページ、指定期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとなっております。

5、今後の予定ですが、年明け3月に基本協定（案）、年度協定（案）、事業計画を教育委員会に付議いたします。その後、4月1日から指定管理業務が開始となります。

続きまして、議案第46号「東京都板橋区立郷土芸能伝承館の指定管理者の指定について」、ご説明させていただきます。

先ほどの榛名林間学園と同様に、今年度が郷土芸能伝承館の指定管理期間の最終年度でございますので、来年度以降の指定管理者の選定作業をこれまで進めてまいりました。

このたび、指定管理者が選定されましたので、ご説明するものでございます。

それでは、資料の3ページ目をご覧ください。

1、指定する指定管理者は、株式会社サンワックス。

所在地は、埼玉県行田市行田 2 2 番 1 0 号。

なお、この団体は現在の指定管理団体ではなく、新しい団体でございます。

3、第 4 回定例会本会議の議決ですが、榛名林間学園と同様に、1 2 月 1 6 日の区議会本会議におきまして、郷土芸能伝承館の指定管理者を株式会社サンワックスに指定することが議決されております。

指定期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まででございます。

資料の次のページ、5、今後の予定ですが、年明け 3 月に基本協定（案）、年度協定（案）、事業計画を教育委員会に付議いたします。

その後、4 月 1 日から指定管理業務が開始となります。

なお、当団体の管理運営実績でございますが、埼玉県立平和資料館、寄居町日本の里、横浜市港北公会堂、桶川市坂田コミュニティセンター、和光市勤労福祉センターなど、文化施設、公会堂など複数の実績がございます。

教 育 長 質疑、意見等ございましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第二 議案第 4 5 号及び日程第三 議案第 4 6 号については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○報告事項

1. 令和元年第四回定例会一般質問通告一覧表（教育委員会関係）

(資料・地域教育力担当部長)

2. 文教児童委員会運営次第（令和元年 1 2 月 4 日）

(資料・地域教育力担当部長)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取いたします。報告 1 「令和元年第四回定例会一般質問通告一覧表（教育委員会関係）について」及び報告 2 「文教児童委員会運営次第（令和元年 1 2 月 4 日）について」、一括して地域教育力担当部長から報告願います。

地域教育力担当部長 それでは、1 1 月 2 8 日、2 9 日に開催されました令和元年第 4 回区議会定例会一般質問及び 1 2 月 4 日に開催されました文教児童委員会についてご報告いたします。

初めに、資料「令和元年第四回定例会一般質問通告一覧表（教育委員会関係）」をご覧ください。

第 4 回区議会定例会ですが、資料の 1 ページから 2 ページが一般質問通告一覧

表になっております。

今回も、教育に対するご関心は高く、14人中11人の議員の方が教育関連のご質問をされています。

この中からいくつかの質疑をご紹介します。

資料の3ページの下段、共産党の山内えり議員から、教職員の働き方改革に関連し、教員の変形労働制の導入についてのご質問がありました。

このことに対し、教職員の勤務実態を捉え、年間を通じた業務のあり方に着目した1年単位の変形労働制は、教員の働き方を見直す上で一定の効果があるものと考えられる。

一方で、制度の導入に当たっては、長期休業期間中の業務の縮減、日々の業務の見直し、育児・介護等の事情を持つ者への配慮などの取組が前提となるとともに、教員の意見や声が十分に反映される運用が重要であると考えたと答弁しております。

続いて、資料の8ページの下段、民主クラブの中妻じょうた議員から、大学受験における英語民間試験の実施が延期されたことに絡めて、区立中学校のうちモデル校においてGTECを採用した理由を問うご質問がありました。

このことに対し、GTECを採用した理由として、中学校学習指導要領で示されている、聞く、話す、読む、書くの4技能を、一度に測定できるという他のアセスメントには無い特徴があること、生徒には結果と共に個別の学習教材も返却され、家庭で自主的に学習できること、その結果をもとに、教員が生徒の英語力を的確に把握して授業改善に活用できることの3点が挙げられ、これらを統合して判断したと答弁しております。

続いて、資料の10ページの上段、市民クラブの五十嵐やす子議員から、今年10月25日に出された不登校に関する文部科学省の通知についてのご質問がありました。

このことに対し、教育委員会としては、不登校児童・生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することが必要であると認識している。本通知については、全区立小・中学校に通知し、中学校校長連絡会において具体的に説明したところであると答弁しております。

また、資料の11ページの中段、同じく市民クラブの五十嵐やす子議員から、「まなぼーと」をフリースクール的に活用することについてのご質問がありました。

このことに対し、フレンドセンターでは、本年9月にまなぼーと成増に「成増フレンド」を開設し、生涯学習センターの機能を生かして、学校の雰囲気とは異なるフレンドセンターを試行している。

また、社会教育指導員の協力を得て、パソコン教室など生涯学習サークルへの参加や、子どもの希望により、i-youthの活動への参加など、地域の多世代間交流も試みている。今後も、安心して過ごせる温かい雰囲気を大切にしながら、通いたくなるフレンドセンターをめざしていくと答弁しております。

続いて、資料の13ページの中段、自民党の山田貴之議員から、スクールロイヤー導入の可能性についてのご質問がありました。

このことに対し、教育委員会では、平成26年度に学校におけるトラブル等の解決を図るため、板橋法曹界の弁護士による法的観点からの助言や指導を得られる体制を整えた。弁護士への相談件数は年々増加しており、弁護士の地区ごとへの配置や校長から弁護士への直接相談など、具体的な相談体制について、現在、板橋法曹界と検討していると答弁しております。

続いて、資料の16ページの中段、同じく自民党の山田貴之議員から、区のいじめ防止に関する条例に関連し、制定後5年経過しての成果と課題を問うご質問がありました。

このことに対し、条例が制定された5年前と比べると、区立小・中学校のいじめ認知件数は十倍以上に増加している。

学校の教職員を初め、広く区民がいじめの定義を正しく認識し、軽微ないじめも見逃さず、いじめの解消に向けて組織的に対応してきている成果と捉えている。いじめはどの学校、どの子どもにも起こりうるものであるという認識が重要であり、いじめを認知することがいじめ対応の第一歩である。

一方、いじめの問題は複雑化・多様化し、学校だけでは解決が困難な事例が増加しており、保護者、地域住民、関係機関との緊密な連携が一層重要になっていると答弁しております。

最後に、資料の18ページの下段、自民党の坂本あずまお議員から、絵本のまち板橋に関連し、児童・生徒に向けた取組として、絵本づくりについてのご質問がありました。

このことに対し、絵本づくりワークショップは、絵本の制作過程を大事にし、表現力や想像力を育むとともに、読書への関心を高めるねらいがある。

小学生を対象とする取組は、区内全図書館を会場に展開しており、全3回のワークショップを通じて、絵本の模写や参加者同士の語りなどを経て絵本作成に取り組んでいる。

また、今年度から始めた中学生向けの取組では、区内の印刷会社、製本会社の協力のもと、製本作業を含む工程を経て、本格的な絵本を完成する予定であると答弁しております。

続いて、資料「文教児童委員会運営次第（令和元年12月4日）」をご覧ください。

12月4日開催の文教児童委員会でございます。

資料の1ページは、次第となっております。

この日の教育委員会関係及び子ども家庭部関係の中でも教育に関連の深い項目は、4、陳情審査では陳情第60号及び陳情第61号の2件、5、議案審査では議案第103号及び議案第104号の2件、6、報告事項では（1）～（3）の3件でございます。

初めに、資料の2ページをご覧ください。

陳情第60号「子どもの遊び場についての陳情（子どもの意見聴取・運動場所の充実の件）」についてです。

この陳情は、旧板橋第三小学校の校庭を利用していた小学生が、児童相談所設置の影響を受けまして遊び場を失った件で、子どもたち自身が区議会へ陳情を出したものです。

東京新聞や朝日新聞、日本テレビ、NHK等でも取り上げられましたので、ご存じの方もいらっしゃると思います。

陳情事項は全部で5項目あり、普通財産の管理を所管する企画総務委員会、スポーツ施設を所管する区民環境委員会、公園管理を所管する都市建設委員会、子どもについて所管する文教児童委員会で、それぞれ取り扱うことといたしました。

文教児童委員会で審査した陳情事項は「子どもの意見も、もっと聞いてほしい」、「サッカーや野球など思いっきり出来る場所を増やしてほしい」の2件です。

質疑の一部をご紹介しますと、資料の2ページの下段、自民党の田中しゅんすけ議員から、議論していく場所を子どもの時から用意することは、教育委員会として考えていかななくてはいけないと考えるが、見解を伺いたいとのご質問がありました。

このことに対し、子どもたちが、学習だけでなく、生活を含めて、自分たちの課題を考えていくことは大事である。小学校では代表委員会、中学校では生徒会という組織があり、子どもたち自身が課題を見つけ、提案し、協議していく場を充実させていくことが学校にとっては大事である。さらに、小さい単位では、学級会活動を充実させていくことが大事であると認識していると答弁しております。

続いて、資料の4ページの中段、共産党の石川すみえ議員から、今後の区の施策に対して、子どもの意見表明権を生かした方向になるのかを伺いたいとのご質問がありました。

このことに対し、各事業で声を聞く制度はあるが、子どもの認識がないところもあるので、周知し、活用していくことが第一と考えていると答弁しています。

意見といたしましては、資料の8ページの上段、公明党の田中いさお議員から、「今回の陳情については、率直に意見を聞いたことはありがたいと思う反面、そこにかかわった大人たちがおり、子どもたちに1つでも採択されればいいのか、継続でもいいという言葉子どもに言わせること自体がどうかと思う」というものや、共産党の石川すみえ議員から、「この陳情はすばらしい。子どもたちが暮らしている中で疑問を感じて、調べて、区長への手紙を出し、議会に自分たちの意見を聞いてもらうことは真っ当なルートである」といったものもございました。

評決の結果は採択でございました。

続いて、資料の9ページの中段、陳情第61号「医療的ケア児の保育及び教育体制の整備に関する陳情」です。

教育委員会に関する陳情事項は、2、区立小中学校に入学を希望する医療的ケア児が、地域の友人たちとともに学び合い、育ちあえる体制を整えてくださいというものでした。

質疑の一部をご紹介しますと、資料の10ページの上段、共産党の石川すみえ議員から、医療的ケアの必要な子どもを受け入れ、環境を整えていく方向性ということで良いかというご質問がありました。

このことに対し、小・中学校は義務教育であり、教育環境を整えていくことは区教育委員会だけでなく、都教育委員会とも協調しながら行っていく。現状、区立小・中学校では、看護師の確保に課題があり、都の特別支援学校等での受け入れが中心となっていると答弁しております。

ご意見としては、資料の11ページの中段、自民党の田中しゅんすけ議員から、12月に開催が予定されている、板橋区地域自立支援協議会、障がい児部会、重症心身障がい・医療的ケア児会議において、体制を可能な限り一歩先に進めていただきたいという内容が出されていきました。

同じページの下段、市民クラブの南雲由子委員から、誰も取り残さないSDGsや東京で一番住みたくなるまちといったときに、この問題については明らかに遅れているので、いつまでに方針が示せるのかということころまでは、出していきたいという内容が出されていきました。

評決の結果は、賛成多数で継続審査となりました。

続いて、議案審査です。

資料の12ページの上段、議案第103号、東京都板橋区立榛名林間学園の指定管理者の指定についてでございます。

先ほど申し上げましたように、令和2年度からの管理者として、継続して、現行の株式会社フードサービスシンワを指定する内容でございます。

評決の結果は、原案可決でございました。

続いて、議案第104号、東京都板橋区立郷土芸能伝承館の指定管理者の指定についてでございます。

こちらは、現行から変更し、新規の事業者である株式会社サンワックスを指定する内容でございます。

評決の結果は、原案可決でございました。

続いて、報告事項です。

初めに、資料の15ページの下段、令和元年度教育委員会が行う点検・評価結果についてです。

質疑の一部をご紹介しますと、資料の17ページ、共産党の石川すみえ議員から、コミュニティ・スクールについて、iCSはこれからの板橋の教育の核と表記されているが、外部評価では疲弊しているとある。また、特別支援教育では、指導回数の不足を、iCSから対応可能な人材発掘するとある。疲弊しているのに、どうやっていくのかとのご質問がありました。

このことに対し、コミュニティ・スクール事業では、iCSの仕組みを使って地域とともにある学校、学校を地域全体でも支える中で、地域に開かれた中で、子どもたちにいい影響を与える新しい運営の仕方に変えていく点にある。その中で、地域の方々と一緒にやっていくに当たっては、これまでの協力体制などと、現時点では重なっていることが疲弊と捉えられている。重なる部分については、

工夫し、iCSの両輪の一つである学校支援地域本部の中で、効率化され、負担が軽減されることや既存の仕組みとの整合性を図りながら地域の負担を減らし、疲弊を取り除きながら進めたいと考えていると答弁しております。

また、資料の22ページの下段、共産党の小林おとみ議員から、区として、フィールドバック学習をやめて、読み解く力として新しい取組を始めたが、経過と成果を伺いたいとのご質問がありました。

このことに対し、現在までに、板橋第一中学校での研究授業、板橋第二小学校、板橋第七小学校での授業研究をし、来年1月には板橋第六小学校で改めて授業研究をする。毎回、エリアの校長、教職員は当然参加しているが、区内の校長あるいは教員も授業研究を参観し、具体的にどのような形で身に付けてくるかというレベルで、話を聞いているところである。先駆的に取り組んでいる自治体もあるので、意見交換しながら、具体的に読み解く力を育てていく手法等について、本格的に研究を進めていきたいと考えていると答弁しております。

次に、資料の23ページの上段、2、教育委員会の動きについてでございます。

この日は11月6日開催の定例会のご報告をいたしました。

次に、資料の同じページの中段、3、入学予定校変更希望制における応募状況についてでございます。

去る9月2日から9月30日までに募集した入学予定校変更の応募状況をご報告しております。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松 澤 委 員 初めに、定例会のご質問の中から、自民党の山田貴之議員のご質問で何点か気になったところがありましたので、お話しさせていただきます。

教員の働き方改革について、副校長2名体制モデルというお話があったと思うのですが、そちらの考え方について、副校長2名体制ということだけではなく、事務的な部分を代わりに行うような職員ということも含めた加配ということも、今後、考えていただければ良いのではないかと思います。

また、部活動の指導員の人材確保というところと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの加配など、人員についてのお話がとても多かったように思えたので、その辺りの順番といいますか、優先順位等も含めて、今どのような形で考えていらっしゃるのかというところをお聞きしたいと思います。

また、資料の19ページの坂本あずまお議員のご質問で子どもの言葉の乱れと絵本づくりというところが非常に気になった点でして、親子で本を読んだりするときに、言葉の表現について考える機会ということを答弁でおっしゃっているのですが、そのような施策といいますか、本を読むということについて、新しく中央図書館もできるので、そうした企画も大変良いと感じました。

それから、子どもの陳情について、賛否両論があるかと思いますが、子どもたちが本当に考えて、自分たち自らが疑問を抱いて、それを行政や学校に訴えるという行為については非常に良いことだと思っておりますが、先ほどのご説明にもあ

ったとおり、大人の意見を子どもが言わされているようなことがもしあったのであれば、それはまた違ったことになってしまうのではないかと思いますので、その辺りも今後、子どもたちの話合いの場というものをつくっていただくことは大変良いことなのですが、それによって行政がぶれてしまうようなことがないように、細かいところは子どもたちであっても責任を持って、質問に対して答えていくということで、全てが通るわけではないかと思いますが、そのようなお話も子どもたちにもしながら、今後、同じようなケースもあるかと思しますので、お話を進めていただけると非常に良いのではないかと思います。

教育総務課長

初めに、副校長2名体制についてですが、自民党からのご要望がございまして、基本的な定数の考え方ですと、資料にありますように、学級数が29以上の学校については2名体制になっているということですが、法的な定数の考え方では対応できませんので、区単独での施策という形になっております。

これまで副校長のサポートということについては、資料にありますように、学校経営支援部という、学校全体で副校長を支援する取組を進めてまいりました。それから、事務室における経営支援モデルの事業ということで、校長の業務を切り出して事務職員に担ってもらおうという取組を進めてきまして、中学校では今年から基本的に全校で実施している形になります。来年度以降は小学校にも広げていきたいと考えております。そこまでは人員の配置ということではなくて、業務の整理という形で進めてきました。

人員の配置となると財税負担が伴うため、なかなか厳しい状況だったわけですが、財政当局と議論をさせていただきながら、来年度以降、副校長支援ということではなく、教員支援というようなスタッフを配置したいということで、今、検討を進めているところでございます。

そのほか、部活動の支援やスクールカウンセラーについても、一定のスキームがありますので、その中での取組という形になるとは思いますが、特に部活動支援については、指導室の中の話にはなりますが、一定の工夫によって学校が使いやすい制度にしていくというのがこれからの検討課題かと思っております。

中央図書館長

坂本あずまお議員から、絵本づくりに関連しての親子の絵本づくりというお話がありましたが、小学生向け絵本づくりワークショップを今年度進めてきた中で、来年の年明けにご報告させていただく予定でございます。

事業を進めていった中、実際に制作過程の中では、親子で一緒に参加するという場面も見られました。

ただし、進め方としましては、あまり大人の価値観を押しつけないようにしようといったところではあったのですが、アンケート結果などを見ると、言葉の獲得の過程の中なので、物語をつくるのが難しい、どのように書いたら良いのか難しいといった声も聞かれていましたので、親子での参加のあり方というのは引き続き検討していきたいと思うところです。

新中央図書館の建築の話もありますが、この取組は絵本のまち板橋の先駆的な

取組として進めていきたいという思いもありますので、うまく結び付けていけたらと考えているところです。

次 長 子どもの陳情に関連しまして、請願権というのは憲法で保障されておりますので、これは何人も妨げられないということで、もちろん子どもであっても聞かなければいけないというのが規定されています。

今回の件につきましては、色々な経緯があったとは思いますが、外形上整っており、正式にそれを受けまして、分割付託したのですが、教育委員会に関するものにつきましては否定されるべきものではないということで、全会一致で採択という形になったわけでございます。

今後、子どもたちの意見をどのように聞いていくのか、吸い上げていくのかというのは1つの課題になろうかと思えます。

当然、子どもたちの本来の意思をどうやって吸い上げていくのかというのは、なかなか難しい話であって、そこに大人が介在しているということ自体がいかげなものかという議論もありますので、その辺りは今後の課題とさせていただきたいと思えます。

当然、子どもといえども、おっしゃるとおり、意見を出したからといって全てを実現できるわけではないので、しっかりと私どもも説明責任も果たしていかなければならないと思っていますので、これは教育委員会だけに特有のものではございませんので、区全体として、今後のあり方については考えていかなければいけないと思っていますので、しかるべきときにそのような話をさせていただきたいと思っております。

松澤委員 今のご発言で、板橋区としても、このようなケースはこれまであまりなかったことかと思えますので、今後の課題として、対処していただければ良いのではないかと思います。

私たち区民の意見としましては、子どもたちの意見でもあり、子どもたちの保護者の意見でもあったり、地域の意見でもあったり、色々な意見が複雑に絡まっていて、たまたま子どもたちが、今回、意見を出したという場合でもありますので、そのようなことも含めて、子どもたちの本当の意見というのは分からないのですが、子どもたちが言いたくも言えないようなことを、できるだけ吸い上げていくような場所を提供していただいて、子どもたちの本当の意見を聞ける場所というものができるのであれば、今後の板橋区にとっても非常にプラスになりますし、板橋区として本当に良いものができるのであれば、他区の方で子どもを板橋区で育てたいというような方にとっても、非常に良いことなのではないかと思えますので、ぜひ検討しながら、良い答えを見つけていただければと思います。

高野委員 私は3点あります。初めに、陳情についてのお話ですが、ある小学校の総合学習の時間に、まちの問題を考えるということで、それぞれが町へ出て、自分たちのまちの中の改善したい点など、色々なことを調べてきた1つのグループが、公

園の使い方ということで調べて話し合っているところがありました。

最終的には町会や自治会の会長などに子どもたちの思いを伝えるというところで終わっていたのですが、子どもたちが実際にまちの中で感じている思いを、授業を通じて聞くことができたのですが、大人がしっかりとそれを受けとめて、それに対して答えを返してあげるといったことがとても大切だと思いました。

学校の中での話合いが学校の中だけでは終わらない、地域に広がっていくということで、子どもたちの声を吸い上げるといったことをしっかりと学校でも意識していただけると良いのではないかと思います。

それから、絵本のまち板橋について、小学校の図書室でいたばしボローニャ子ども絵本館の小規模な展示をしたというお話を聞きましたが、絵本のまち板橋というものがなかなか広まっていない実感があります。

地域図書館の中でそうした展示などを行っているのですが、地域図書館に足を運ぶ人というのも割と限られてしまっているのです、こうして小学校や中学校の学校図書館の中で、小規模でもそうしたものを広げていくことで認知度を上げることができるのではないかと思います。

それから、コミュニティ・スクールの課題という点が出ていたのですが、いくつかの学校でコミュニティ・スクールの傍聴をさせていただいたのですが、そこで感じたことがいくつかありました。熟議を行っていたのですが、その熟議で設定したテーマのせいなのか、内容がいわゆる一般論で終わってしまうようなことがありました。

例えば、読み解く力についてテーマにしていたのですが、語彙を増やすといったところから、もっと読書をさせた方が良いのではないかと、親がそうした姿を見せることが大切なのではないかという一般論に終わってしまっていて、そこで学校でどうしていこうかというところまで熟議が進んでいないようなことがありました。

また、今、ボランティアの人が非常に人材不足であるというお話が熟議のテーマだったのですが、世の中全体がそうだというようなお話に終わってしまって、それでは、学校ではどうしていったら良いのかというところにまで話が進んでいかなかったようなこともありました。

これから i C Sを進めていく中で、熟議のテーマ選びが重要だと思います。

また、最後に委員の方から、今回、話し合った結果を学校はどのように実現していくのかというような質問があったのですが、そこに認識の違いを感じました。

学校が話し合った結果を受けて、何かを変えていくのではなく、委員会自身を変えていくというところをしっかりとその推進委員の方たちに、i C Sのあり方という点で、もう一度、再確認していただきたいという印象を受けました。

次 長 総合学習の時間の中で、そうした子どもの話合いの場面が出てきて、伝え方は色々あるとは思いますが、ただし、せつかくそうしたことを行って一定の結論を出したのに対して、何かしらフィードバックをしていかないと、子どもの達成感

というのは、何も生かされていないという話になりますので、学校も含めて、どのような仕組みで行っていくのかというところは考えていきたいと思えます。

中央図書館長 絵本のまち板橋の普及についてですが、第一に、絵本は手に取ってその価値を感じ取れる資料であると捉えております。

学校に対する貸出を促進していただくだけではなく、まちの中にある小さな絵本館と位置付けて喫茶店に置かせてもらうなどの試みも進めております。

また、それをどのように発信していくのかというのも大事にしながら進めていきたいと思っております。

地域教育力推進課長 コミュニティ・スクールが来年度から本格実施される中で、今、最終的な開始直前のセミナーといいますか、企画も考えています。同時に、スタートを切った瞬間に100点の状態です熟議を交わしたり、具体的な解決策が出たりということも難しいということも実感しています。

今のイメージとしましては、正直に申し上げますと、10年くらいの長いスパンの中で、3年ごとくらいに主要な課題を区切って、そこにフォーカスして、色々なことをしていきたいというイメージがありますが、例えば、先ほどの委員会の報告の中で、負担感があるというお話もありましたが、人によっては、例えば重複して3カ所くらいの委員になられたりしている方もいて、その方は地域で非常に重要な方、iCSに入ってもらえるととても良い方だということで、引っ張りだこなのだとは思いますが、そうした方が3カ所を同時にやるのではなく、1年ごとに場所を変わったりすると、うまく進んでいる委員会の運び方などを次の場所に伝えてくれたりするでしょうし、色々な横の進め方のつながりもできてくるのではないかと思います。

また、説明は尽くしているのですが、教え込まれて本質を理解するかということなかなか難しいという実感もあります。

そうすると、各委員、地域の方の気付きをどのように引き出すのかというコーチングのような視点の中でも時間をかけて進めていきたいと思っております。

その結果として、10年後、真にiCSの仕組みが回って、板橋区内の学校がどんどん良くなっていけば良いのではないかと思います。なかなか難しいかもしれませんが、慌てずに腰を据えて、そうした形で少しずつ引き出して根付かせたいというイメージを持っております。

教 育 長 そのほか、よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

3. 令和元年度「文部科学大臣優秀教職員表彰」及び「東京都教育委員会職員表彰」被表彰者について

(指-1・指導室)

教 育 長 それでは、報告3「令和元年度「文部科学大臣優秀教職員表彰」及び「東京都教育委員会職員表彰」被表彰者について」、指導室長から報告願います。

指 導 室 長 令和元年度の国及び東京都による優秀教職員の表彰受賞者が決定いたしましたので、報告させていただきます。

資料「指-1」をご覧ください。

資料の1ページ目に全体像が、2ページ目に功績内容の詳細が載っておりますので、ご覧ください。

初めに、文部科学大臣優秀教職員表彰です。

板橋区立板橋第四小学校の大塚主任教諭が、学習指導という功績で表彰をいただくことになりました。

続きまして、東京都教育委員会職員表彰です。

こちらは、個人表彰と団体表彰の2つに分かれております。

初めに、個人表彰です。金沢小学校の赤木校長先生が、学校経営・教育会の改善と充実という内容で表彰をいただくことになりました。

同じく赤塚第二中学校の荒井統括校長先生が、学校経営で表彰をいただくことになりました。

また、志村第一小学校の碓主任教諭が、校内外の校内研究・授業改善という内容で表彰をいただくことになりました。

さらに、西台中学校の服部主任教諭が、英語科教育の推進という内容で表彰をいただくことになりました。

団体表彰では、成増ヶ丘小学校が、プログラミング教育推進という内容で表彰をいただくことになりました。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

4. オープンスペース型運営方式・教科センター方式検証報告書について

(新-1・新しい学校づくり課)

教 育 長 それでは、報告4「オープンスペース型運営方式・教科センター方式検証報告書について」、新しい学校づくり課長から報告願います。

新しい学校づくり課長 資料は「新-1」の(1)から(4)に大きく分かれておりまして、(1)は調査の内容が記載されております。(3)が報告書本体になっておりまして、その概要版が(2)になっております。最後に(4)が調査の資料編という形になっております。

説明は「新-1」(2)の概要版でご説明したいと思いますので、そちらをご

覧ください。

概要版の1ページ、前書きのところでございます。

今回の調査の検証と評価につきましては、これから行う学校施設整備に際し、長期にわたり、よりよい学校運営方式が可能となるよう参考に資するものとして効果検証をさせていただきまして、まとめたものでございます。

今回の対象としましたのは、オープンスペース型運営方式では、大谷口小学校と板橋第一小学校、中学校につきましては、教科センター方式を導入しておりますが、赤塚第二中学校と中台中学校を対象としているところでございます。

ねらいとしましては、オープンスペース型運営方式、小学校につきましては、新しい教育方法への対応、将来の変化に柔軟に対応できる施設とします。

教科センター方式につきましては、教科指導の充実、主体的な学習態度の育成をねらいとして導入したところでございます。

前回、平成27年につきましては、メリット等の検証を行いまして報告をしているものでございます。

一方で、27年のときにも課題が挙げられているところでございます。

今回の検証におきましては、メリットや課題の再検証を行うため、アンケートを実施いたしました。

アンケートは、今、申しあげました学校のほかに、校長先生のヒアリングも同時に、今年度、実施しているところでございます。

その4校について、結果に基づいてまとめたところでございます。

さらに、今回、教科教室型運営方式を採用している板橋第五中学校、一部教科で実施している上板橋第二中学校、板橋第三中学校を比較検証の対象として調査してございます。

こちらにつきましては、教科センターも、学校の運営方式としましては教科教室型になりますので、同類の学校ということで比較対象として検証を行ったものでございます。

それでは、概要版の2ページをご覧ください。

オープンスペース型運営方式の効果検証でございます。

ねらいにつきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

検証の目的は、こちらに記載のとおり、3点を挙げているものでございます。

対象校につきましても、先ほど申しあげたとおりで、大谷口小学校と板橋第一小学校でございます。

分析結果・成果についてのところをご覧ください。

こちらの中段になりますが、オープンスペースを活用した授業は、大変質の高いものとして実施されました。ですが、そのレベルを恒常的に維持していくには、教材の準備、授業の準備、教材の選択など、先生の負担が大き過ぎることが、今回、ヒアリング等で確認できまして、現在、継続が困難であるということが確認されたところでございます。

そのほかにも、成果としましては、有意義なスペースであるというような点も挙げまして、3点挙げさせていただいているところでございます。

一方、課題としましては、一番下のところでございます。

廊下側に壁がないため、掲示スペースの減、音環境に支障があるというような意見が多く聞かれたところでございます。そのほかにも建築経費の増など3点を挙げさせていただいているところでございます。

この間にも、色々と対応等を検討させていただきまして、課題への対応というところになります。掲示スペースの確保、空調効率を上げるために、導入した全校におきまして、可動式の間仕切りを設置するような対応をしてきたところでございます。

概要版の3ページをご覧ください。

今後の方向性でございます。

事業内容に合わせた柔軟性のある空間づくりを今後はめざしていきたいと考えてございます。

1つ目としまして、オープンスペース型運営方式の良いところを取り入れた形で継続していきたいと考えております。

2つ目としまして、先ほど、対応でも申し上げたとおり、可動式間仕切りはオープンスペース型運営方式を導入する全ての学校に設置していきたいと思っております。

3つ目としまして、将来の授業内容、方法の変化に対応するため、様々な使用方法に対応できる空間として、今後、オープンスペースの設置方法を検討していきたいと考えてございます。

その下、オープンスペースの考え方でございます。

フレキシブルに活用可能な、大空間と小空間の効率良い使用というところでございます。

設置方法により、オープンスペースとしてのみの使用に限定するのではなく、少人数学習などにも使える空間を設け、それをさらに稼働式間仕切り等により空間を授業の方法に合わせて変化させていくことが可能なマルチスペースとして今後は設置していく検討をしていきたいと考えております。

それによりまして、効率の良い空間の創出により、床面積の増加を抑え、今後はICT機器の充実シフトしながら、教員の負担を抑え、将来の状況の変化にも対応し、持続可能なしつらえを目標としていきたいと考えているところでございます。

続きまして、概要版の4ページをご覧ください。

教科センター方式の効果検証についてでございます。

ねらいにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

検証の目的はオープンスペース型運営方式と同じものでございます。

対象校につきましては、先ほど申し上げたとおり、今回、5校を対象としているところでございます。

分析結果・成果についてでございます。

1つ目の黒印でございますが、学力については全国学力・学習状況調査の結果において年々その向上が見られ、赤塚第二中学校は都平均を上回り、中台中学校

は都平均前後まで学力が上がってございます。

ただし、こちらにつきましては、教科センター方式にハードを変えたからというだけではなく、それに合わせまして、大学との連携で授業方法等の改善等もあわせて行っております。また、ICT機器を先行導入させていただいて、そのような3つの良さが絡み合ひまして、学力の向上につながったものだと考えているところでございます。

そのほかにも、主体的、能動的な意識、態度が身につくなどの分析結果が見られているところでございます。

一方、課題といたしましては、1つ目の黒印でございます。

学級数増による教科センター方式の維持が難しいということがヒアリングの中でもお話が聞けたところでございます。

例としまして、赤塚第二中学校について記載させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

そのほかにも、稼働率の低いところなどを課題として挙げているところでございます。

概要版の5ページをご覧ください。

教科センター方式の検証に合わせまして、同じ運営方式であります教科教室型運営方式についても検証しているところでございます。

こちらにつきましては、板橋第三中学校、上板橋第二中学校で、学級に割り当てていない教室、特別活動室になりますが、そちらを利用しまして、一部の教科で教科センター方式と同じ、教科教室型を実施しております。

また、板橋第五中学校におきましては、全ての教科において、学級に割り当てていない教室を活用しまして、教科教室型運営方式を実施しております。板橋第五中学校につきましては、学力・学習状況調査の結果で区の上位を占めるような学力の向上が見られております。

また、板橋第三中学校におきましても、学力・学習状況調査の結果も上向いているということが今回の調査で明らかになったところでございます。

この教科教室型運営方式の特徴は、主体的かつ能動的な行動意識が身につけられるなど、教科センター方式と同様の効果が期待できるところでございます。

また、改築を行っていない学校でも実際に導入しておりますので、改築を待たなくても取り組めるところが良いところだと分析しているところでございます。

続きまして、方向性のところでございます。

メリット（成果）を取り入れながらデメリット（課題）を極力抑える形で、今後、考えていきたいと思っております。

1つ目でございます。

帰属意識の醸成、学級数増対応につきましては、教科教室を学級に割り当てて、自分の居場所として教室を確立し、対応していきたいと思っております。

2つ目でございます。

今回の検証で確認した成果は、教科教室型運営方式によるところが大きいため、教科教室型運営方式はそのまま継続していきたいと考えてございます。

4つ目でございます。

一方で、教科教員室・メディアスペースなど、稼働率の低いところにつきましては見直しを行いながら、規模の縮小化、適正化を図っていきたいと考えております。

考え方のところでございます。

従来の校舎でも展開できる教科教室型運営方式を継続していくというものでございます。

改築校につきましては、多目的に使える教室を増やし、一方で教科教員室やメディアスペースを絞ることにより延床面積の増加を抑え、今後はハードの面ではなく、ICT化の推進など、新しい教育方法に柔軟に対応できる方向にシフトしていきたいと考えているところでございます。

また、既存校につきましても、教科教室型運営方式を実施できることが、今回、調査で分かっておりますので、学級に割り当てていない教室をつくり出すノウハウ等を共有しまして、さらにICT機器の導入や、授業手法のところで大学連携も効果があると思っておりますので、そのようなものを展開していきたいと考えているところでございます。

まとめとしまして、稼働率の低いスペースを見直し、柔軟に対応できる教室を設けることにより、一時的な生徒数増に対応しながらも、延床面積の増大化を抑えていきたいと思っております。

限られた財源を有効活用することが重要であり、ハードからソフトへシフトし、今後、ICT機器の充実に注力し、将来の社会・教育方法等の変化に対応していけるような校舎のしつらえを中学校でもめざしていきたいと考えているところでございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

青 木 委 員 オープンスペースについて伺いたいのですが、仕切りのお話がございました。仕切り板につきまして、大谷口小学校に行ったときに、音の問題があるからということを経理先生などから伺っていたので、そのとおりだと思うのですが、例えば仕切り板をこれから使うときに、ホワイトボード形式の仕切り板というものが、今、導入され始めているのですが、そのようなものはご検討いただけないかと思っております。実際に使っているところを見ると、生徒がかなり積極的に利用していました。

また、ICT機器の投影も非常に楽になるなどのメリットがあるのと同時に、オープンスペースの間仕切りを可動式で、実情に応じて小さいところをつくったり、大きいところをつくったりできるというので、メリット、デメリットがあるとは思いますがご検討いただけたらと思います。

新しい学校づくり課長 他区の学校などを見に行かせていただいて、そのような学校もありまして、生徒が積極的に発表の場として使っている事例なども見させていただいております

ので、まさに今回、今までのオープンスペースのつくり方でずっとやってきましたが、時代に対応するために、考え方をまた変える必要がある、改めなくてはいけないタイミングだと思っております。今回、検証結果を報告させていただきましたので、ほかの学校での良い例などを積極的に検討しながら、最終的には次の改築校のときに実現していきたいと思っておりますので、そのような事例などをどんどん検討の素材に挙げていきたいと思っております。

長 沼 委 員 中学校の資料を拝見しまして、私も元中学校の教員で、私学でしたが、学年の教員の部屋、大教員室となっていました。教科の先生の部屋とは全然違うものでしたが、その経験から今回の結果は大変悩ましいと思えました。

この結果を見ますと、教科のことを考えると教科教員室があった方が良いでしょうが、生徒指導のことを考えると先生方が情報交換するには、大きな教員室の方が良いのではというような結果だと思います。この辺りは本当に悩ましいところで、何とかいいとこ取りができればというところで、今後の検証が必要なのではないかと思ったのですが、その辺りはいかがでしょうか。

新しい学校づくり課長 今回2校つくらせていただきまして、調査をさせていただきました。その辺りは校長先生の考え方も大きく反映するのではないかと考えております。

長沼委員のおっしゃるとおり、学年のまとまりや情報共有の場として使うことを重視すると、なるべく職員室に集まるということになり、結果的に教科教室が、単に教材が置いてあるだけの部屋になってしまう恐れがあります。

一方で、教科教員の集まりを重視すると、今度は職員室に誰もいないような状況になってしまうため、校長先生から見ていると、先生方がどのように動いているのかが分かりづらいというところもありまして、その辺りについては私どもも非常に悩ましいところであります。

校長先生に聞いたところによりますと、教科教員室を充実させると、職員室に先生方が集まる時間帯をあえて別に設けないといけないというような取組みもしてはいけないということなので、やはり賛否両論のところがあるのではないかと考えております。

改築の中でも、その辺りを検討しながら、どのような形が果たして望ましいのか、まさに検討しなくてはいけないところだと思っております。

教 育 長 そうしますと、そもそも職員室は何のためにあるのかという、今までの当たり前前の考え方というものに対しても少しダウトをかけていって、明治以来、これまで当たり前にあったものについて、本当にその活用の仕方や機能というものを考えていくきっかけも、今回、増えたのではないかという気がしますので、その辺りも含めてぜひ検討のほどよろしく願います。

松 澤 委 員 今のご意見とも関係あるのですが、ICT化を推進して、スペースや延床面積を減らし、経費も削減していくという考え方、暖房費や冷房費なども、面積が小

さいとその分削減できますし、人数が多くなると、その分、その人数をどのように配置するのかという難しい問題もあります。

I C T化については、ここ何年か見ていて、光の採り方というような問題があるのではないかと考えておりました。先ほど青木委員がおっしゃったように、廊下側をホワイトボード化することによって、I C T機器を廊下側に移すというのはとても良いアイデアで、I C T機器を見るときに席を移動するといったことも含めて今後考えていただくと、設置する機材も減っていくのではないかと考えております。

例えば、カーテンを設置したり、黒板を取り除いてI C T機器を設置したりといったことではなく、ホワイトボード化することとは、子どもたちがそこに書き込めたりもするので、アクティブなことにもつながりますし、今までの検証をしたことによって、とても良いものが今後できていくと思うので、細かい検証を続けていただければと思います。ハードはもちろんですが、ソフトとハードの両方を細かくチェックしていただいて、先ほどのご意見なども聞きながら、本当に職員室がなくなってしまうような時代も来るのかと、今、思ったのですが、それも検証の結果でそうなったということであれば、少し話は変わりますが、インターネットを使って常に各部屋がつながっていくなどして、本当に大切なときはここに集まるというようなスペースがあれば、先生方も使えるし、子どもたちも使えるし、保護者も使えるようなフリースペースで動くことができれば、非常に効率化ができるのではないかと、皆さんのご意見を聞きながら、検証して改善するということはとてもおもしろいことだと感じたので、ぜひ取り組んでいただきたいと思いました。

新しい学校づくり課長 確かに電子黒板の位置については、黒板の位置に設置していますので、光の具合によっては見づらいというようなご意見が、前回の検証でもありましたので、改善していく余地があるのではないかと考えてございます。

今のご意見、ホワイトボードを設置したり、I C T機器を使用する場合には横を向くなどといった考え方も、今、初めて聞いて、確かにそうだと思うところもございました。

ただし、私どもはハードの方だけで考えていると、結局、つくったものの使い勝手の悪い建物になることも十分にありますので、先ほどの職員室の話でもありましたが、先生方のお話もお聞きし、一緒に検討しながら、先進事例も見ながら今後取り組んでいって、少しでも良い学校になるように、学校自体が一番大きな学校としての教具、教材だと思っておりますので、その点を踏まえまして、今後、整備に努めていきたいと思っております。

高野委員 教科センター方式で、メディアスペースの役割はとても大きいと思います。子どもたちが教科センター方式で自主性を身に付けるというのは、決して教室を移動するというそこだけではないと思います。

両方の学校で、学習リーダーがいて、各教科で科目ごとに集まって相談したり、

掲示をしたり、9年間の学びの流れが各教科で共有できたりするといった点も大きく、まだ活用が十分ではない点もあるとは思いますが、そのようなメディアスペースが設けられた中での価値といいますか、子どもたちに教科リーダーたちがやってきた動きなどというものもしっかりと、他の方式になったときにも、そうした掲示の場所があるだけではなくて、そのようなことが生かされる工夫も頭の中にぜひ入れておいていただければと思います。

新しい学校づくり課長 メディアスペースの使い方についても、直接、生徒の皆さんにアンケートをとって、色々な使い方をしているということも分かってきましたので、教科に対する魅力を伝えるというところでも、メディアスペースの役割は大きいのではないかと考えております。

その役割は何か担わなくてはいけないと考えておりますので、私どもで今考えているのは、教科センターという形で教科教室があって、メディアスペースがあってということで、教科センターとしているのですが、その設定の仕方についても、もしかしたらもう少し工夫の余地があるのではないかとということにも注目しながら、そのような部分として、複合化や集合化できたり、また、分けても良い部分など、色々なことを考えながら取り組んでいきたいと思っておりますので、今、委員からもお話しいただいた点も含めて、今後、改築のときには合わせて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

教 育 長 教科センター方式を取り入れる際に、中学校では非常に大きな課題提起がなされた経緯があります。それまで中学校では、1、2、3年生を交流させるというようなことは、生活指導上、とても考えられないことで、この教科センター方式を取り入れることによって、子どもたちが教室を自分たちで移動するときに、当然、1、2、3年生が混ざることになります。それに対する不安感が非常に大きかった。

それから、もう1つですが、クラスルームとしての教室の存在というものが、必要だという声も起こったのですが、結果として、例えば赤塚第二中学校にしても、中台中学校にしても、子どもたちが混ざり合うことによって何の支障もありませんでした。

さらに、赤塚第二中学校の場合は、ホームベースが教室と同じような広さだったので、結果としては、それほど活用できていないというところで、私たちの意識、これまで当たり前と思っていた意識というものが、全て、これからの学校教育等も含めた中で、是なのか非なのかというところで、1つ大きな試行錯誤をするきっかけづくりにも値する、すばらしい検証結果だと感じています。

意識を変えることによって様々な事柄が変わっていくということ、私たちがまさに意識しなくてはいけないのではないかと考えさせられた資料でした。

○報告事項

5. いたばし魅力ある学校づくりプランの進捗状況について（2）

(配一 1・学校配置調整担当課)

教 育 長 それでは、報告 5「いたばし魅力ある学校づくりプランの進捗状況について(2)」、学校配置調整担当課長から報告願います。

学校配置調整担当課長 資料「配一 1」をご覧ください。

こちらの進捗状況につきましては、11月6日の教育委員会で報告させていただいてございます。

その後、Eグループの志村小学校の協議会を2回開催しております。その状況とあわせて、今年の動きをまとめてご説明させていただきます。

1、前期計画の対象校としましては、記載の昭和30年建築で改築、大規模改修等を行っていない6校でございます。このうち今年度は第2期として位置付けたD、Eグループの3校を中心に対応しております。

初めに、Dグループの上板橋第一中学校と上板橋第三中学校です。

本年6月に公表した対応方針で、両校それぞれ改築と維持改修という方向性につきまして、②に記載のとおり、保護者、地域関係者の方に説明、意見交換を行いました。

特に上板橋第三中学校につきましては、区立中学校の中でも校地面積が一番小さく、改築の際には自主管理歩道設置のため、さらに校地面積が減少してしまうなど制約が多い状況を、図面などによりご説明いたしました。

ご意見としましては、校地が狭いという条件はやむを得ない。その中で維持改修ということですので、単に外壁、屋上を直すだけでなく、段差の解消など、機能向上についても配慮していただきたいというものがございました。

今後は、周辺の小学校も含めましてスケジュール等を説明する中で、さらにご意見を伺ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、資料の2ページ、Eグループでございます。

志村小学校につきましては、①記載の対応方針を、②記載の説明・意見交換をする中で、まず、志村小学校の整備について単独で協議会設置という形をとってございます。

資料の3ページをご覧ください。

協議会の委員構成は③記載のとおりでございます。

第1回の協議会は、11月18日に開催しました。

協議会に先立ちまして、準備協議会を開催し、会則、運営方法などを決定してございます。

第1回の協議会の議題につきましては、④に記載のとおりでございます。

説明の概要としましては、現在、志村小学校は12学級で、今後も適正規模で推移していく見込みであること、周辺小学校との統合は、校舎的にも、規模的にも難しいこと、擁壁に囲まれた校地でありまして、改築の際は工事期間が6年間に及び、学校運営、安全確保の点で課題が多いことなどを説明しております。

その中で、仮設校舎の設置場所として、小中一貫教育を推進する視点から、同じ学びのエリアの志村第四中学校も候補に挙がるのではないかと示し

てございます。

続きまして、第2回の協議会につきまして、傍聴可能としているのですが、傍聴の方が1名おりました。

概要につきましては、第1回の協議会を受けまして、小中一貫教育全般についての概略、小中一貫教育校の分類、こちらにつきましては他自治体の例を参考に挙げながら説明してございます。

また、志村第四中学校の現況についてお示ししました。

板橋区で進めていく小中一貫教育については、指導室長から説明しております。意見や質問につきましては、卒業式や部活動がどうなるのか、通学区域、通学距離、学校名についてのものがございました。

また、協議会の進め方についても意見があったところがございます。

委員の方には代表として参加していただいているのですが、全ての意見を反映することは難しいということで、後になって異論が多く出て振り出しに戻るよりも、今のうちに反対の意見も含めて多く聞いておいた方が良いのではないかとということがございました。

そのため、説明会の開催や協議会委員の拡大も含めて、次回の協議会に向けて調整をしまいたいと考えてございます。

第3回につきましては、令和2年1月27日開催の予定でございます。

3、第3期のグループにつきましては、前回、ご報告したとおり、学校関係者と意見交換を行いまして、来年度の協議会設置に向けて準備を進めているところでございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

6. 板橋区立八ヶ岳荘指定管理者の評価委員会による評価の実施報告について

(生-1・生涯学習課)

7. 板橋区立教育科学館指定管理者の評価委員会による評価の実施報告について

(生-2・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告6「板橋区立八ヶ岳荘指定管理者の評価委員会による評価の実施報告について」及び報告7「板橋区立教育科学館指定管理者の評価委員会による評価の実施報告について」、一括して生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 初めに、報告6「板橋区立八ヶ岳荘指定管理者の評価委員会による評価の実施報告について」ご説明させていただきます。

資料「生-1」をご覧ください。

8月1日の教育委員会におきまして、評価委員会による評価の実施についてお伝えしましたが、このたびその結果がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

きます。

なお、この評価は「指定管理者制度導入施設のモニタリング評価に関する基本方針」という庁内の共通の方針に基づきまして、指定管理期間中に少なくとも1回行うとされているものでございます。

先に結果をお伝えしておきますが、5段階評価の中で中位の「適正」との判断となっております。

初めに、1、指定管理者は、株式会社旺栄でございます。

指定管理期間は平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間でございます。

2、施設概要、3、事業内容は記載のとおりでございます。

4、評価概要でございますが、八ヶ岳荘の指定管理業務が適正に行われているかについて客観的に評価するため、外部の方に評価委員として加わっていただいで評価・検証を行うものでございます。

資料の2ページ、(3)評価委員会の構成は記載のとおりでございます。

(4)財務状況点検及び労働条件点検ですが、財務状況点検については東京税理士会に、労働条件点検については東京都社会保険労務士会にそれぞれ委託して行っております。

結果につきましては、財務状況点検については5段階評価で「最適合」の5の評価、労働条件点検については5段階評価で「適合」の4の評価となっております。

(5)評価委員会の開催ですが、第1回が9月4日、現地において調査と指定管理者へのヒアリングなどを行っております。第2回が10月30日、1回目の評価内容の確認と総合評価について協議、決定しております。

(6)評価方法ですが、事業報告書、利用者アンケート、先ほどの財務状況点検と労働条件点検の結果、現地調査及びヒアリングの結果などを基に、各評価委員が評価シートを使って採点、評価を行いまして、総合的に判断しております。

資料の3ページにあるとおり、評価項目ごとの採点の目安は1点から5点に分かれてございます。

各委員の採点を集計して最終的な評価点を算出していくものでございます。

資料の17ページをご覧ください。

最後のページですが、総合評価の目安としては、700点満点中6割の420点以上の評価が得られれば適正と判断することとなっております。

今回は700点満点中461点でございますが、65.9%ということで、5段階評価の中位、「適正」との評価となっております。

評価委員からのご意見を抜粋してご紹介させていただきますと、評価できる点としましては、近年において食物アレルギーに関する事故が発生していないということと、配膳トレーの色替えと、配膳場所の固定、複数チェックなどの事故防止に努めていることが評価できる。

一般利用者の食事メニューについては、季節ごとに内容を変えて、地の食材を使用して郷土料理を提供するなど、飽きのこない献立を提供していることが評価

できる。

改善すべき点としましては、区民以外の利用、企業研修の誘致を含めた新規顧客獲得への営業活動が不十分であり、今後は広報活動、営業活動、自主事業に主体的に取り組んでいってほしい。

また、団体食については、子どもたちにもアンケートを行う必要がある。

地産名物のメニューは継続しつつ、子どもが残さず食べられるメニューを希望するなどの点が挙げられております。

この評価結果につきましては、今後は庁議と区議会に報告してまいります。

続きまして、報告7「板橋区立教育科学館指定管理者の評価委員会による評価の実施報告について」ご説明させていただきます。

資料「生-2」をご覧ください。

先ほどの八ヶ岳荘と同様に、評価委員会による評価が実施されたので、その報告でございます。

先に結果をお伝えしておきますと、5段階評価の中で中位の「適正」との評価となっております。

初めに、1、指定管理者でございますが、株式会社学研プラスでございます。

指定管理期間は、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間でございます。

2、施設概要、3、事業内容は記載のとおりでございます。

4、評価概要でございますが、資料の2ページ、(3)評価委員会の構成は記載のとおりでございます。

(4)財務状況点検と労働条件点検ですが、それぞれ普通の3評価となっております。

(5)評価委員会の開催は、第1回が9月6日、第2回が11月1日に実施してございます。

6、評価方法は、基本的には八ヶ岳荘と同様でございます。

資料の11ページをご覧ください。

総合評価でございます。875点満点中6割、525点以上の評価が得られれば適正と判断することになってございます。

今回の結果ですと、674点ということで、得点率は77%ですので、5段階評価の中位、「適正」との評価になってございます。

評価委員からのご意見を抜粋してご紹介させていただきますと、評価できる点としましては、入館者数、プラネタリウム観覧者数、夏のイベント参加者数ともに、開館以来、最多となったことは、老朽化が進んでいる施設においては特筆すべきことである。

また、地下にある体験学習施設の展示物の老朽化も進んでいるが、一部で新しいものが追加され、予算的な制約から手作りで展示物を作成しているなどの部分もあるということです。

改善点でございます。区内ボランティア、大学、企業との連携を積極的に進め

れば改革が進むと思う。

区民への貸出を行っている研修室と教材制作室の稼働率が低いので、PRなどの周知に力を入れて有効活用に臨んでほしいなどのご意見をいただいております。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

8. 史跡陸軍板橋火薬製造所跡整備基本計画（素案）について

(生－3・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告8「史跡陸軍板橋火薬製造所跡整備基本計画（素案）について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 資料「生－3」をご覧ください。

本日は概要版をご用意しましたので、そちらで説明させていただきます。

初めに、整備基本計画の位置付けについてでございます。

概要版の19ページをご覧ください。

事業計画としてグラウンドオープンまでのスケジュールが載っております。

2018年と19年のところに、「保存活用計画」と「整備基本計画」が載っております。

史跡公園整備のためには、この2つの計画を策定するように文化庁が定めておりまして、1つ目の保存活用計画は8月1日の教育委員会で報告させていただいております。

このたび、2つ目の整備基本計画の素案がまとまりましたので、ご報告するものでございます。

それでは、概要版の1ページをご覧ください。

初めに、本計画の全体像でございますが、全体が6章で構成されております。

第1章から第4章までは前回の保存活用計画で既に示している内容とおおむね同様のもとなりまして、計画策定の沿革・目的、史跡指定地の概要と現状を確認して、史跡の望ましい将来像を再掲しまして、「憩う」「学ぶ」「創る」という史跡公園整備の前提となる考え方を確認しております。

概要版の2ページ、第5章から新しい記述となりまして、第5章の構成は全部で13節になります。

本日お伝えしたい部分で、最もお伝えしたい部分は第10節でございますので、それまでは抜粋してご説明させていただきたいと思っております。

第1節の地区区分計画から始まりまして、第2節では遺構・建造物の整備・活用に関する計画。第3節では動線計画。こちらは近隣の鉄道駅などの各交通拠点からのアクセスルートを5つほど例示しながら、加えて史跡指定地内の周遊ルートに関する記述をしております。

概要版の 6 ページ、第 4 節をご覧ください。

第 4 節の地形造成から始まりまして、第 5 節以降、修景・植栽、案内・解説施設、管理施設・便益施設に関係する計画が記載されてございます。

概要版の 8 ページ、第 8 節では、地域の関連文化財等の活用計画が載っております。

ここでは、学術調査と研究を継続していくこと、回遊性の構築、ガイダンス施設における事業、郷土資料館や北区側の関係施設の関連などについて記述してございます。

第 9 節では史跡公園整備に必要な各種調査に関する記述がございまして、発掘調査、建造物調査、測量、他の自治体の先行事例の調査など、今後、必要と考えられる調査に関して記述してございます。

概要版の 10 ページ、第 10 節は公開・活用に関する計画でございます。

ここでは、(1) 史跡公園全体としての総合的な公開・活用に関する計画と(2) ガイダンス施設における公開・活用に関する計画の 2 項構成となっております。

初めに、(1) についてご説明させていただきます。

史跡公園全体としての総合的な公開・活用計画です。

活用事業としては、①から⑤まで挙げておりまして、それぞれに想定できる具体的な事例を例示して表にまとめてございます。

なお、ここに表にまとめている事業は、全国で実施されている事例を参考に列挙しているものでございまして、全てを実施するものではなく、取捨選択して、計画を立てて実施していく想定でございます。

いくつか抜粋してご説明させていただきます。

活用事業Ⅰ、遺構・建造物の積極的な公開・活用です。

最もベーシックな事業と考えられますが、想定事業としましては、遺構・建造物の公開・展示、文化財講座、見学ツアーの実施、廃絶版展示資料の電子化を検討しまして、見学者同士の学びの共有、総合学習を想定してございます。

活用事業Ⅱでは、ユニークベニューなど、多様なイベント・事業の開催としまして、史跡の持つ独特な雰囲気を生かした史跡公園の活性化事業を例示してございます。

概要版の 11 ページ、活用事業Ⅴです。

史跡公園を核とした周辺地域との回遊性の構築と展開でございます。

ここでは、4 つの切り口で想定事業を列挙してございまして、観光拠点、商品開発、産業振興、地域の魅力発信の 4 つでございます。

回遊性の構築に関しましては、特に区内部関係各課との連携で実施していくメニューが多くありますので、連携して実施していきたいと思っております。

概要版の 12 ページ、(2) ガイダンス施設における公開・活用に関する計画です。

このガイダンス施設ですが、イメージとしましては、資料館のような施設と考えていただければよろしいかと思っております。

ここでは、3つの事業展開を想定しておりまして、展示等教育普及事業Ⅰ、火薬製造所全体を捉えることができる総合的な展示としまして、展示事業、常に変化をもたせて展開していくこと、史跡指定地内外、また理化学研究所と野口研究所を結び付けたり、北区などとのつながりを説明するなどの多くのメニューを展開していくことを提示してございます。

2つ目としましては、教育普及活動・ラーニングプログラムの実施。

3つ目としましては、概要版の13ページにありますとおり、区産業の展示（未来志向型の産業ミュージアム）を掲げてございます。

ここでは、理化学研究所に関する展示に加えまして、光学、精密機器関連産業に関する展示、VRなどを活用した科学技術の展示などを想定してございます。

これらのガイダンス施設における公開・活用事業に関しましても、関係各課と連携して検討してきたいと考えてございます。

概要版の14ページからの11、公開・活用およびそのための施設に関する計画では、ガイダンス施設として想定している①燃焼実験室、②爆薬理学試験室、③物理試験室の現状の確認と必要諸室を表にして整理してございます。

表は、概要版の16ページと17ページにございます。

最後に、概要版の19ページをご覧ください。

グランドオープンまでのスケジュールにつきまして、既にお示ししているスケジュール案となっておりますが、追加記入した部分がございます。

令和2年度の部分、史跡整備に向けた各種調査でございます。

本編の143ページからも詳しく載っておりますが、発掘調査、建造物調査、測量などの調査を実施させていただきたく考えてございます。これらの調査の後に基本設計の作業に入っていきますことをご承知おきいただければと思います。

今後の予定ですが、1月23日の文教児童委員会に報告をしまして、保存活用計画と整備基本計画の2つをあわせてパブリックコメントを実施していきたいと思っております。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松 澤 委 員 非常に壮大な計画で大変だという印象ですが、色々な視点から網羅されていて、グランドオープンはだいぶ先ですが、色々決めましたら随時教えていただきたいと思っています。

現地を2回ほど見に行ったのですが、近くにマンションがたくさんありまして、駅からは遠いのですが、周辺にお住まいの方だけでもかなりの人数、世帯数がいらっしゃると思いますので、散歩コースとしても、桜がとても良いところでもありますし、先ほどおっしゃっていたように北区との境になっているので、連携も取りやすく、他区の方にも来ていただけるのではないかと思います。

それから、ここに来ていただくための広告的なものを色々な施設で行っていたらいいよ、先ほどもおっしゃっていましたが、区内他部署との調整を行っていただくと、非常に良いのではないかと考えております。

観光という点で、外国の方も非常に多いですし、そのような方に魅力を感じてもらえるような場所としても良いのではないかと思ったので、この計画どおり順調に進んでいただくことを本当に願っておりますので、頑張ってくださいと思います。

青木委員 既存の施設、ガイダンス施設の位置と規模と写真を見させていただき、中に展示するもののお話なのですが、倉庫に一旦保管してあるという認識でよろしいでしょうか。

生涯学習課長 倉庫に遺物がいくつかあります。また、新しくパネルを作成して、展示することも考えていきたいと思っております。

青木委員 この試験室で、いわゆる理学史や工学史という歴史についてを展示して見てもらうと良いのではないかと思っていて、今、都内や関東近県でそうしたものが非常に少なくなってきていて、歴史をさかのぼって考えるということは、子どもたちにとって非常に重要な話になると思っております。

コンピューターの発達1つとっても、古いものがどのように発達してきたのかを見ることで未来を見据えることができるので、この辺りの教育について、いくつか有名な場所がありますが、現物を見せる場所がどんどんなくなってきているので、区内の小学生、中学生が簡単に行ける場所という位置付けでも、ぜひこの中の展示というものは、そのような教育を意識したものにしていただけるとありがたいと思います。

また、教育科学館で、古くなって要らなくなったものを置くということも良いのではないかと思います。よろしくお願いいたします。

高野委員 今回の説明にはなかったのですが、動線計画を拝見して、大山駅からのルートでは見るところが結構あるのですが、下板橋駅や板橋駅からのルートでは、なかなか商店街もないので、どのようになっていくのかということを感じました。

今後、そうした動線を考えたり、公園内の色々な施設を楽しんでいただくことを考えたりするときには、北園高校や家政大学など、近隣の若い人たちの意見も参考にさせていただくと、思わぬヒントがあるのではないかという気がしました。

教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

9. 第18回櫻井徳太郎賞 受賞者の決定について

(生-4・生涯学習課)

10. 第18回櫻井徳太郎賞 「いたばしふるさと学習奨励賞」の決定について

(生－５・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告９「第１８回櫻井徳太郎賞 受賞者の決定について」及び報告
１０「第１８回櫻井徳太郎賞 「いたばしふるさと学習奨励賞」の決定について」、一括して生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 初めに、報告９「第１８回櫻井徳太郎賞 受賞者の決定について」ご説明させていただきます。

資料「生－４」をご覧ください。

櫻井徳太郎賞ですが、民俗学・歴史学・考古学等に関する地域研究の論文や作文を募集して、優秀な作品に対して賞を授与する事業でございます。

２、応募状況をご覧ください。

全体で５４７編の応募がございました。昨年度は３４９編でしたので、大幅に応募数が増えたところでございます。

一般の部や高校生の部も増加しておりますが、特に小学生の部が増加していることが今年の特徴だと思います。

３、審査会でございます。１１月８日に第１回審査会、１２月３日に第２回審査会を行いまして、受賞者を決定しております。

４、受賞者の内訳は記載のとおりでございます。資料の次のページに受賞者のリストがございますので、後ほど、ご覧ください。

５、授賞式は年明けの３月１日日曜日、午後２時から、教育支援センターで行いたいと思います。

続きまして、報告１０「第１８回櫻井徳太郎賞 「いたばしふるさと学習奨励賞」の決定について」ご説明させていただきます。

資料「生－５」をご覧ください。

この賞は、櫻井徳太郎賞に関して、学校を挙げて応募などに取り組んでいただいた学校に対して、その活躍をたたえて表彰するというものでございまして、平成２９年度から始まって、今年度で３年目でございます。

４、決定方法ですが、櫻井徳太郎賞と同様に審査会に諮って決定しております。

６、入賞校でございます。

小学校については、板橋第五小学校、緑小学校、蓮根小学校の３校、中学校については、志村第四中学校、高島第一中学校の２校、合計５校でございます。

今回の入賞校選定の基準でございますが、１校で１０編以上の応募があった学校とさせていただきます。

７、今後のスケジュールですが、年明けの１月９日木曜日の定例校長会で受賞校の発表と賞状の授与を行いたいと思います。

教 育 長 募集が大幅に増えたということで、大変嬉しいことだと思います。
質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

1 1. 令和元年度「板橋区青少年表彰」被表彰者について

(地－1・地域教育力推進課)

教 育 長 それでは、報告1 1「令和元年度「板橋区青少年表彰」被表彰者について」、地域教育力推進課長から報告願います。

地域教育力推進課長 資料「地－1」をご覧ください。

今年度の「板橋区青少年表彰」被表彰者につきまして、決定いたしましたのでご報告するものでございます。

まず、1、被表彰者でございますが、今年度は3 7件。個人が3 3件、団体が4件となりました。

詳細は資料の2ページ目以降の一覧をご覧ください。

2、表彰審査会概要でございます。

今年度の表彰審査会は、1 2月3日に教育支援センターで行いまして、審査委員としましては、板橋区町会連合会代表、板橋区青少年健全育成地区委員会連合会代表、板橋区社会福祉協議会代表、板橋区文化団体連合会代表、一般社団法人日本善行会板橋支部代表、そして、板橋区立小学校校長会及び中学校校長会代表、行政からは地域教育力担当部長という構成になっております。

審査方法としましては、継続性・努力性・地域貢献性の3項目を中心に審査を行っております。その結果、全件表彰に値するとの結論に至っております。

3、表彰式でございます。

年が明けまして、1月25日土曜日、午前9時30分から11時45分の予定で、区立文化会館小ホールで表彰式を行いたいと考えております。

第1部で表彰を行いまして、第2部で講演を行うということで、講師に板橋消防署の担当課長をお招きして行いたいと考えております。

今回、変わった点としましては、表彰者の推薦を依頼する先を大幅に増やしております。高校2校、特別支援学校4校、専門学校・専修学校15校を増やしております。また、特別養護老人ホームにつきましても7カ所増やしております。

区立施設におきましても、いこいの家の諸館、植村冒険館、区立保育園、エコポリスセンターなど、多くのところに推薦依頼を行ったところでございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

1 2. 板橋区立中央図書館の移転・開館準備に伴う休館について

(図－1・中央図書館)

教 育 長 それでは、報告 1 2 「板橋区立中央図書館の移転・開館準備に伴う休館について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 資料「図-1」をご覧ください。

新しい中央図書館につきましては、令和 3 年 3 月の開館に向けて、平和公園内における建築工事を進めているところです。

令和 2 年度中に集中して引っ越し作業等を行うために、中央図書館及び併設を予定しております、いたばしボローニャ子ども絵本館の一時休館をすることについて報告するものです。

なお、利用者に対しましては、令和元年度中から周知等を進めていく予定でございます。

2、現中央図書館、現いたばしボローニャ子ども絵本館の休館までのスケジュールでございます。

(1) 現中央図書館についてです。

現中央図書館につきましては、令和 2 年 1 0 月 3 1 日土曜日まで、通常開館といたします。

資材等の運搬等が可能となります、1 1 月 1 日から 1 2 月 2 0 日までの期間は、一部開館という形で、予約本の貸出、返却の業務、あるいは新聞の閲覧など、1 階フロアを中心に開館をする予定です。

その翌日、1 2 月 2 1 日から翌年の 3 月 2 7 日までを休館期間とさせていただきます。

(2) 現いたばしボローニャ子ども絵本館についてです。

現いたばしボローニャ子ども絵本館につきましては、資料の貸出等を現在行っていない等の状況もございまして、中央図書館の閉館までの期間と同じで、1 2 月 2 0 日まで通常開館とさせていただきます。

ただ、館内で引っ越し作業を一部実施する場合がございます。また、順次、資料の移転等がございますので、開架冊数などは減少する予定でございます。

休館期間は、中央図書館と同じ、1 2 月 2 1 日から翌年の 3 月 2 7 日までの予定です。

3、新中央図書館の開館までのスケジュールでございます。

引渡しが令和 2 年 1 0 月 3 1 日でございます。その後、引っ越しが始まって、1 1 月 1 日から翌年の 3 月 2 7 日まで作業を続けてまいります。

その翌日、3 月 2 8 日を開館の予定として準備を進めてまいります。

休館中の作業につきましては、資料の移動だけでなく、新しい資料管理に必要な I C タグの貼付等、様々な作業を経て開館に向かう予定でございます。

以上の内容につきましては、庁議、区議会にも報告する予定でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

13. 志村図書館の臨時休館について

(図-2・中央図書館)

教 育 長 それでは、報告13「志村図書館の臨時休館について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 資料「図-2」をご覧ください。

志村図書館の臨時休館について、令和2年2月9日日曜日の休館についてのご報告でございます。

当初、2月3日から2月8日までを特別整理期間に伴う休館日として既に告示しておりますが、あわせて工事を予定しておりました。

事前の工事箇所の調査以後、改めて確認したところ、工事を必要とする箇所が大幅に増えていたことが判明いたしました。

工事業者等とこの整理期間での工事を調整等いたしましたが、どうしても1日臨時休館が必要になるということで、ご報告するものでございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 次に、教育委員会次第にはございませんが、追加報告事項はございませんか。

(なし)

教 育 長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。
ありがとうございました。

午前 11時 49分 閉会